

STOP!!

農地の違反転用



- 農地を転用する場合は**許可**又は**届出**が必要です。
- 許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の懲役**または**300万円以下**（法人は**1億円以下**）の**罰金**を科せられる場合があります。

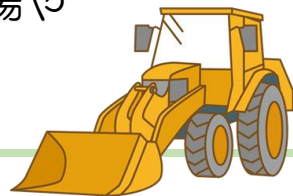


詳しくは裏面をご覧ください。



① 農地転用許可が必要となるケース

- ・ 農地に住宅等の建物を建てたり、農地を資材置場や駐車場として利用する（農地転用する）場合
- ・ 農地転用するために農地を譲渡する場合



② 農地転用許可の手続

- ・ 転用しようとする農地が所在する市町村の**農業委員会**に、所定の様式で**農地転用許可申請書**を提出
- ※ 集団的な農地や基盤整備事業を行った農地等、農地によっては許可が認められない場合があります。

③ 許可を取らずに転用した場合の罰則

3年以下の懲役 または **300万円以下の罰金**
(法人の場合は1億円以下)

※ 原状復旧に応じない場合は、行政代執行の対象になり、復旧に係る費用を徴収されることがあります。



④ 罰則の対象者

- ・ 許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（**＝違反転用者**）
- ・ 違反転用者から**転用事業を請負った者**やその**下請事業者**

※ 建設事業者や建設資材の運搬業者等も違反転用事業に加担することにより罰則の対象になり得ます。



⑤ 農地の転用に関するご相談先

農地転用許可制度に関するお問い合わせ先

農地転用許可制度に関するご相談がありましたら、以下の連絡先または農地の所在する都道府県、市町村農業委員会にご相談ください。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ・ 東北農政局 農村振興部 農村計画課 | 022-263-1111 (内線 4062) |
| ・ 関東農政局 農村振興部 農村計画課 | 048-600-0600 (内線 3411) |
| ・ 北陸農政局 農村振興部 農村計画課 | 076-263-2161 (内線 3424) |
| ・ 東海農政局 農村振興部 農村計画課 | 052-201-7271 (内線 2518) |
| ・ 近畿農政局 農村振興部 農村計画課 | 075-451-9161 (内線 2420) |
| ・ 中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 | 086-224-4511 (内線 2520) |
| ・ 九州農政局 農村振興部 農村計画課 | 096-211-9111 (内線 4625) |
| ・ 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 経営課 | 098-866-0031 (内線 83289) |

なお、北海道の方につきましては、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課（03-3502-8111（内線5532））にお問合せください。

農地転用許可の手続き・個別の転用事案のご相談先

個別の転用申請に係るお問い合わせについては、農地の所在する都道府県または市町村農業委員会事務局までお問い合わせください。

